

# 本検討会の開催趣旨・背景

- (1) 「A I 時代の知的財産権検討会」の開催趣旨
- (2) 背景
  - ①過去の検討結果：「新たな情報財検討委員会」
  - ②A I によるコンテンツ生成技術の動向等
  - ③A I 戦略会議「AI に関する暫定的な論点整理」（2023年5月）
  - ④知的財産推進計画2023（2023年6月）
  - ⑤国際的な動向

2023年10月4日  
内閣府 知的財産戦略推進事務局

# (1) 「AI時代の知的財産権検討会」の開催趣旨

## 【趣旨】

- 生成AIをはじめとするAI技術の急速な進歩は、社会における様々な創作活動の在り方にも影響を及ぼしており、AIと知的財産権の関係をめぐり新たな課題を惹起している。
- 様々なAIツールが生み出され、普及していく中であって、それらの開発・提供・利用を促進し、我が国経済社会の発展につなげていくためにも、生成AIの懸念やリスク等への対応を適切に行う必要がある。
- 以上を踏まえ、AIと知的財産権等との関係をめぐる課題への対応について、関係省庁における整理等を踏まえつつ、必要な対応方策等を検討するため、「AI時代の知的財産権検討会」を開催する。

## 検討課題

### I. 生成AIと知財をめぐる懸念・リスクへの対応等について

- ・法的ルールによる対応について
- ・クリエイターへの収益還元の在り方について
- ・技術による対応について
- ・その他の個別課題
- ・社会への発信等の在り方について

### II. AI技術の進展を踏まえた発明の保護の在り方について

- ・AIによる自律的な発明の取扱いの在り方について
- ・AI利活用拡大を見据えた進歩性等の特許審査実務上の課題について

## 当面の検討スケジュール（案）

### 第1回（2023年10月4日）

- ・開催趣旨・背景
- ・本検討会において検討すべき課題

### 第2回（2023年10月18日）

- ・関係事業者ヒアリング

### 第3回（2023年11月7日）

- ・関係省庁ヒアリング（文化庁・特許庁）
- ・議論

### 第4回（2023年12月11日）

- ・議論
- ※（可能であれば）「論点整理」
- ※ 2024年1月以降も、検討継続

## (2) 背景① (過去の検討結果:「新たな情報財検討委員会」)

### 新たな情報財検討委員会報告書 (2017年3月)

○ lot等で大量に蓄積されるデジタルデータや、AI生成物とその生成に関する「学習用データ」、「学習済みモデル」など、新たな情報財の知財制度上の在り方について検討。

⇒ AIの作成・利活用促進に向けた方向性として、以下の方向性を提示。

#### 【具体的に検討を進めるべき事項】

- ・ 特定当事者間を超えてAI学習用データを提供・提示する行為について、**新たな時代のニーズに対応した著作権法の権利制限規定に関する制度設計や運用の中で検討**を進める。  
《→2018年著作権法改正(柔軟な権利制限規定(第30条の4)の規定整備)》

#### 【引き続き検討すべき事項等】

- ・ **AI生成物について著作物性が認められるための人間の創作的寄与の程度**の考え方や、学習済みモデルから出力された**AI生成物が元の学習用データと類似する場合の依拠性の考え方**について、**AIの技術の変化等を注視しつつ、具体的な事例に即して引き続き検討**する。

など

※ このほか、

- ・ **AIのプログラム**について、著作権法の要件(創作性など)を満たせば「プログラムの著作物」として、特許法の要件(進歩性など)を満たせば「物(プログラム等)の発明」として、それぞれ保護されること(学習済みモデルの保護も同様であるが、学習済みモデルは「AIのプログラムとパラメータの組み合わせ」であり、パラメーターがAIプログラムと別に保持されている場合に、著作権法上の「プログラム」に該当するのかどうかは必ずしも明確ではないこと)

など、AI生成物等に関する論点について検討。

## (2) 背景② (AIによるコンテンツ生成技術の動向等)

- ◎ AIをめぐる最近の動向として、いわゆる「生成AI」の技術が急激に発展。
- ◎ 画像生成、文章作成等の分野では、いくつかの単語や文章・画像を入力するだけで、まるで人間が作成したかのような高精度なコンテンツを生成する強力なAIツールが、相次ぎ公表され、急速に普及。

### ◆ 画像生成

#### ● 世界の動向

- 2021年頃から、言語で指示をすると指示にあった画像を生成するAIが相次ぎ登場 (DALL-E 2 [2022.3]、Image [2022.5]、Midjourney [2022.6] など)
- 2022年8月には、英国Stability AI社が、画像生成AI「Stable Diffusion」を公開するとともに、その学習済みモデルのソースコードやデモ版を併せて無償公開。
  - 当該学習済みモデルを組み込んだ画像生成AIが次々とネットで公開 (追加学習によって、特定のクリエイターの画風を再現した画像の生成等も可能に)
- 2023年9月、米国のAdobe社が生成AI「Adobe Firefly」(Adobe Stockの画像と、オープンライセンスのコンテンツおよび著作権の切れた一般コンテンツを使用) の一般提供を開始。

#### ● 日本国内の動向

- 2022年8月、(株)ディウス・ファイブはクリエイターがアップロードしたイラスト画像から、AIがその画風を学習し、自己の画風による新しいイラストを作成できる「mimic」β版を公開。
  - ※2022年11月にβ2.0版を公開。
  - ※利用規約上、自己が描いたイラストのみをアップロード可。

### ◆ 文章作成

- 大規模なテキストデータを事前に学習させることにより、**数例のタスクを与えただけで、文章生成、質問応答など様々な言語処理タスクを解くことを可能とする「大規模言語モデル (LLM)」が発達**。
  - (Open AI社の「GPT-2」[2019年]、「GPT-3」[2020年]など)
- 2022年11月には、Open AI社より、**対話形式で高精度な文章を作成するチャットボット「ChatGPT」の試行版が公開**
  - 公開後2か月でアクティブユーザー数が1億人を超える。
  - Open AI社が「GPT-4」を発表 [2023年3月]

### ◆ 動画生成

- 「Stable Diffusion」の共同開発企業であるRunway社が、テキスト入力や参照画像で指定した任意のスタイルを適用して、既存の映像を新しい映像に変換できるAIモデル「Gen-1」を、2023年2月に発表
  - 2023年6月には、「Gen-2」をリリース (生成してほしいコンテンツをプロンプトすることで動画を生成 (text to video))

### ◆ 音楽生成

- キーワードや文章を入力することでイメージに合う曲を作成するツールや、任意の音楽を学習させることで、それらしい新曲を生成できるAIツール等が数多く公開。
  - 例えば、Stability AI社は2023年9月に音声生成AI「Stable Audio」をリリース (無償の場合は45秒、有償は90秒の音楽を生成できる。有償で生成した音楽は商用利用も可能。)

# 【参考】生成AIの開発・利用イメージ図

学習段階

## 【学習】

学習済みモデル作成者

- 著作物
- 非著作物
- 非著作物
- 著作物

収集  
(データ処理)

学習用データ

入力

AIのプログラム  
(学習用プログラム)

深層学習

学習済みモデル



AI開発  
AIサービス提供

生成・利用段階

学習済みモデル利用者

生成指示

入力  
(プロンプト)

学習済みモデル

AIのプログラム  
(推論用プログラム)

出力

## 【生成】

画像

文章

音声

等

## 【生成物の利用】

アップロード、  
販売など

AI利用

## (2) 背景③ (A I 戦略会議「AI に関する暫定的な論点整理」)

A I 戦略会議「A I に関する暫定的な論点整理」(2023年5月26日)

### 3-1 リスクへの対応

#### 懸念されるリスクの具体例と対応

##### ⑥ 著作権侵害のリスク

生成AIがオリジナルに類似した著作物を生成するなどの懸念がある。生成AIの普及によって個々の権利者にとって著作権侵害事案が大量に発生し、紛争解決対応も困難となるおそれもある。一方で、生成AIを利用して映像制作を効率化する例もある。クリエイターの権利の守り方、使い方は重要な論点である。

政府は、まずは現行の著作権法制度を丁寧に周知すべきである。今後、専門家も交えて、AI生成物が著作物として認められる場合、その利用が著作権侵害に当たる場合や著作物を学習用データとして利用することが不当に権利者の利益を害する場合の考え方などの論点を整理し、必要な対応を検討すべきである。

##### 【参考】「AIに関する暫定的な論点整理」で示された7つのリスク

- ① 機密情報の漏洩や個人情報の不適正な利用のリスク、
- ② 犯罪の巧妙化・容易化につながるリスク、
- ③ 偽情報等が社会を不安定化・混乱させるリスク、
- ④ サイバー攻撃が巧妙化するリスク、
- ⑤ 教育現場における生成AIの扱い、
- ⑥ 著作権侵害のリスク、
- ⑦ AIによって失業者が増えるリスク

## (2) 背景④ (知的財産推進計画2023)

知的財産推進計画2023 (2023年6月9日 知的財産戦略本部決定)

### ○急速に発展する生成AI時代における知財の在り方

#### (1) 生成AIと著作権

##### (施策の方向性)

- ・ 生成AIと著作権との関係について、AI技術の進歩の促進とクリエイターの権利保護等の観点に留意しながら、具体的な事例の把握・分析、法的考え方の整理を進め、必要な方策等を検討する。

(短期、中期) (内閣府、文部科学省)

#### (2) AI技術の進展を踏まえた発明の保護の在り方

##### (施策の方向性)

- ・ 創作過程におけるAIの利活用の拡大を見据え、進歩性等の特許審査実務上の課題やAIによる自律的な発明の取扱いに関する課題について諸外国の状況も踏まえて整理・検討する。

(短期) (内閣府、経済産業省)

## (2) 背景⑤ (国際的な動向)

### 米国の動向

#### <AI生成物の生成・利用>

- サラ・アンダーセン氏ら3名のアーティストが、**画像生成AIは「何百万ものアーティストの権利を侵害する21世紀のコラージュツール」**であるとして、Midjourney Inc.、Stability AIなど3社を提訴 [2023年1月]
  - ※ 学習用に用いられた元の著作物の特徴(作風)を残したAI生成物が生成された場合、当該生成物は、無許可の二次的著作物に当たると主張。

#### <学習用データとしての著作物利用>

- 米国の画像代理店Getty Images社は、Stability AI社を相手に、画像生成AI「Stable Diffusion」の開発に当たり、**Getty社の画像を無断で学習利用した行為が、著作権侵害に当たるとして提訴** [2023年3月]
  - ※ 学習用データとしての著作物利用の適法性について、米国著作権法では、フェアユースの法理により判断。

#### <AIのリスク管理に向けたルールの導入>

- AI開発に関わる主要各社は、AIの安全性、セキュリティ、信頼性の観点から、**自主規制**につき米国政府と合意。信頼性については、電子透かし、生成AI利用の有無を利用者が判断できるようにするための技術開発の取組を含む。[2023年7月(7社)・9月(8社)]
  - ※ Googleやマイクロソフト等は、安全で責任あるAI開発を促進する業界団体(「フロンティア・モデル・フォーラム」)の設立を発表 [2023年7月]

#### <米国著作権局の判断(生成AIと著作権)>

- 米国著作権局は、**AIで生成された素材を含むコンテンツの著作権の扱いについてのガイダンスを公表**。[2023年3月10日公表、同16日より発効]
  - ※ 人間のみが著作物の「著作者」たり得ることを前提に、「機械によって作成された作品又は人間である作者からの創造的な入力や介入を伴わず、ランダムにあるいは自律的に動作する単なる機械的プロセスによって作成された作品は、著作権登録の対象としない」等の見解を提示。
- 米国著作権局審査委員会は、Midjourneyにより600以上のプロンプト入力などを経て生成された画像作品につき、Midjourneyはプロンプトを特定の表現結果を作出するための具体的な指示としては解釈しないことを理由に、著作権登録を認めない判断を行った。[2023年9月]

### 欧州(EU)の動向

#### <学習用データとしての著作物利用>

- 2019年6月の欧州デジタル単一市場著作権指令では、著作物等の**テキストマイニング・データマイニング**目的で行う複製又は抽出に関し、加盟国が著作権等の**例外・制限(権利制限)の導入を義務付け**。
  - ※ **営利目的のためのテキスト・データマイニング**に係る権利制限は、権利者が、適切な方法(機械的に読み取り可能な手段など)で、著作物等の利用を明示的に留保していないことを条件として適用(オプトアウト可)。
  - ※ 研究組織や文化遺産機関が、**学術研究のために行うテキスト・データマイニング**については、上記の条件なし(オプトアウト不可)。

#### <AI規制法案について>

- 欧州議会は、2023年6月14日に**いわゆるAI規制法案**を採択。(現在、欧州理事会、欧州委員会及び欧州議会の三者による交渉段階に移行)
- 生成AIで使用される基盤モデルの提供者は、
  - ・ AIシステムを利用していることを利用者が理解できるように、明確で分かりやすい方法で示すように設計・開発する
  - ・ 著作権法で保護される訓練データの使用に関する十分に詳細なサマリーを公開することなど、**透明性の確保**を求めることを規定。
  - \* さらに、「ディープフェイク」を生成または操作するAI利用者は、そのコンテンツが人為的に生成または操作されたものであること、および可能な限り、そのコンテンツを生成または操作した自然人または法人の名前を、適切、適時、明確かつ目に見える方法で開示しなければならないことを規定。

### 中国の動向

#### <生成AIサービス管理暫定弁法>

- 2023年8月15日に生成AIサービス管理暫定弁法が施行され、AIサービスの提供や利用の原則として、知的財産権や商業道徳を尊重し、営業秘密を保護することや、他人の肖像権・プライバシー権等を侵害してはならないこと等を規定。